

1 減免・解約の届出方法の簡素化

各店舗と締結している利用許諾契約では、「あらかじめ書面により届け出て」と規定していますが、緊急事態宣言が原因で営業を停止した場合は、事後の届出をお認めし、休業若しくは解約にかかる証憑書類を不要とします。この取扱いは、カラオケ歌唱室の減室も同様とします。

2 減免条件の緩和

使用料を減免するには、「管理著作物の利用できない期間が1か月を超えて継続的に不能の状態」であることが条件でしたが、この条件を緩和し、利用できない期間が1か月未満であっても、1か月の利用（営業）期間に応じて、下記のとおり、月額使用料を減額することとします。

1か月の利用期間ごとの使用料の割合

利用（営業）日数	使用料額
1日～7日	月額使用料の25%
8日～15日	月額使用料の50%
16日～23日	月額使用料の75%
24日～31日	月額使用料の100%